

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(役員又は職員からの寄附)</p> <p>第7条 本学の役員又は職員個人が次の各号の一に該当する寄附金を受入れた場合は、当該寄附金を本学に寄附しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(寄附者が付すことのできる条件)</p> <p><u>第3条の2 寄附者は、次の各号に掲げる条件を寄附金に付すことができる。</u></p> <p>(1) 学術研究の指定</p> <p>(2) 寄附金による学術研究の結果の報告</p> <p>(3) 寄附金に係る収支決算の概要の報告</p> <p>(4) 寄附の目的達成後の使用残額の返還</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究上支障がないと認められる条件</p> <p>(寄附金として受け入れることのできない条件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金の移し替え等)</p> <p><u>第6条の2 学長は、本学の役員又は職員個人が他の研究機関等に所属することとなる場合、他の研究機関等の長と協議の上、寄附金を移し替えることができる。</u></p> <p><u>2 学長は、寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合は、当該寄附金の取り消し、移し替え又は使途の変更をすることができる。</u></p> <p>(私的経理の禁止)</p> <p>第7条 本学の役員又は職員個人が次の各号の一に該当する寄附金を受領したときは、直ちに本学に寄附手続きを行うものとし、私的に経理してはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	

附 則 (25 教規程第 20 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。